全国司法書士女性会FAX通信３１７号
(2020年10月号)　＝＝速報＝＝

発行責任者　会　　長　　鵜　川　智　子
事務局　〒569-1117　大阪府高槻市天神町1-8-2寺本ビル2階
司法書士　鵜川智子　　fax 072-683-8305
e-mail takatsuki@office-ukawa.jp
HP　http://shihosyoshi-joseikai.com/

皆さま、全国司法書士女性会の WEB 開催日が近づいております。

当日は龍谷大学法学部教授　今川嘉文先生による　2021 年春施行予定の会社法改正の内容を中心に　聞き逃せない興味深いご講義を予定しております。

レジュメをご準備頂きましたが、
「レジュメが大部で初見では講義が行き届かない危惧がありますので、
　事前にお眼通し頂きたい」とコメント頂きましたので急ぎご案内申し上げます。

なお、女性会 HP にも申込書を掲載しております。
男女共同参画型　会員でない方も男性も是非ご検討下さい。
WEB 開催ですので、移動のリスクがなくお気軽にご参加いただけると存じます。

どうぞ宜しくお願い致します。

全国司法書士女性会　副会長　大城節子

全国司法書士女性会　研修会　　2020年10月17日

「電子(バーチャル)株主総会」の運営

および「令和元年会社法改正」の実務対応

～ 改正 経営承継円滑化法の考察を含めて ～

今川 嘉文（龍谷大学法学部教授）

～目　　次～

第１章「令和元年会社法改正」の検討と実務対応
第１節　改正の全体像
第２節　成年被後見人・会社の登記に関する改正
第３節　「株式交付」制度の創設
第４節　株主総会・取締役・社債その他の重要な改正
第２章「電子(バーチャル)株主総会」の運営と留意点
第１節　バーチャル株主総会の概要
第２節　各バーチャル株主総会の留意点
第３章「改正経営承継円滑化法」の検討と実務対応
第１節　改正の全体像
第２節　法人版納税猶予制度の概要
第３節　個人版事業承継税制の創設
第４節　遺留分に関する民法の特例
第５節　事業承継のための金融支援措置
第６節　株式の相互過半数保有と筆頭株主の認定

（プロフィール）　1962年生まれ。信託法学会理事、大阪司法書士会　会社法研究会チューター
・単著『中小企業オーナーのための財産・株式管理と承継の法律実務』(弘文堂)、単著『中小企業の戦略的企業法務と登記』(中央経済社)、編著『誰でも使える民事信託』(日本加除出版)、編著『保険法Map』(民事法研究会)、共著『注釈金融商品取引法[改訂版]第4巻』(きんざい)、等多数
・ライブドア事件、シャルレ事件、吉本興業MBO事件等、判例上、重要な事件に関する裁判所への鑑定意見書の提出多数
・インターネットの検索サイトで、「今川嘉文　リサーチマップ（research map）」の入力により、研究活動および社会的活動を紹介

第１章「令和元年会社法改正」の検討と実務対応

第１節　改正の全体像

・株主総会、取締役、登記、株式交付等にわたる広範囲⇒会社運営に多大の影響

・改正会社法は、令和元年 12 月 4 日に国会で成立し、同月 11 日に公布。公布日から１年６ヵ月以内（株主総会資料の電子化は３年６ヵ月以内）に施行

・改正会社法施行規則案の公表（令和２年９月１日）　*→パブコメは９月 30 日まで募集*

⇒令和３年３月１日、株主総会資料の電子化は令和５年に施行予定

→法案は H31 年２月にまとめられていた

・レジュメの括弧の条文番号は改正法。見出横の「*p*」は主に上場会社を念頭の規定

第２節　成年被後見人・会社の登記に関する改正

１　成年被後見人を取締役等の欠格事由とすることの削除

（１）成年被後見人の同意と成年後見人による就任承諾

ア）改正内容

・成年被後見人・保佐人についての取締役・監査役等の欠格条項の削除

・成年被後見人が取締役・監査役等に就任するには、その成年後見人が、①当該成年被後見人の同意（後見監督人がある場合、成年後見人および後見監督人の同意）を得たうえで、②（成年後見人が）成年被後見人に代わって就任の承諾（311 条の２第１項・335 条１項・402 条４項・478 条８項）

・設立時取締役・設立時監査役（39 条５項）、非保佐人にも適用（311 条の２第２項）

⇒従来、成年被後見人は取締役・監査役等の欠格事由となり、成年後見制度の利用を躊躇という指摘（平成 29 年３月閣議決定「成年後見制度利用促進基本計画」から）。

⇒当該指摘の妥当性への疑問はあるが、後手の対策では不十分

→被後見人の同意が得られないほどの「認知症の進行」事案は、対象外

イ）留意点

・①成年被後見人が株主総会で取締役・監査役で選任されること自体は有効

・②同意のない就任承諾は、無効。同意の形式は、任意

⇒登記申請には、成年後見人作成の就任承諾書、成年被後見人の同意書、成年後見登記事項証明書を添付

・③取締役在任中に、成年被後見人となった者（後見開始の審判）は、委任契約終了事由（民653条3号）となり、いったん退任、かつ、改めて当該者を株主総会で選任

⇒しかし、取締役在任中に、被保佐人となっても委任契約終了事由に該当しないため、いったん退任の必要性なし

⇒後見人が被後見人である取締役等の職務執行の代理は不可

（2）取締役の資格に基づく行為

・成年被後見人・非保佐人が取締役の資格に基づく行為は、行為能力の制限により取り消すことは不可（311条の2第4項）

⇒法的安定の維持。個々の行為において、後見人の代理等は不要

→被後見人の同意が得られないほどの「認知症の進行」事案は、対象外

2 会社の登記

（1）会社の支店の所在地における登記の廃止

・支店所在地の登記廃止（旧930条～932条までの削除）

⇒従来、支店所在地の登記の必要性は、支店とのみ取引する者が本店所在地を把握するため。しかし、インターネットの普及、登記情報提供サービス等で本店所在地の検索が可能

⇒規律の維持のメリットが不明

（2）新株予約権に関する登記

・改正法では、登記事項は、原則＝①新株予約権の数、②新株予約権の内容のうち、一定事項（236条1項1～4号に掲げる事項）*→付与時と行使時の価格*

・③インセンティブ報酬として取締役・執行役に付与したもので、無償で権利行使ができる旨（行使価額をゼロ円）の定めがある場合*（後述第4節2(2)）*、その定めの内容

・④これら以外の行使条件

・⑤発行時に払込みを要しないで発行する場合、その旨

・⑥発行時に払込みを要する場合、払込金額を原則とし、その算定方法を定めた場合においては、登記申請時までに募集新株予約権の払込金額が確定していないときに限り、算定方法の登記を要する、と規定（911条3項12号ハ・ヘ）*→払込金額の算定方法の登記は、例外となった*

・従来、①新株予約権の数、②新株予約権の内容のうち一定事項（236条1項1～4号に掲げ

る事項）、③行使条件、④払込金額またはその算定方法等（旧911条3項12号）が登記事項
→払込金額の算定方法の記載では、複雑な数式（ブラック・ショールズ・モデア、モンテカルロシミュレーション等）が課題であった

・改正法は、数式等の登記の余地を残す

（3）代表者の住所の登記に関する附帯決議

・平成31年2月の法制審議会の附帯決議に基づいて、代表者（代表取締役・代表執行役）の住所の登記情報（911条3項14号・23号ハ）の閲覧について今後の改正項目
・①代表者の住所が登記された登記事項証明書に関し、当該住所の確認について利害関係を有する者に限り、交付請求可
・②インターネットを通じて代表者の住所に関する登記情報をオンラインで閲覧が不可
⇒個人住所の削除＝個人情報保護の観点、DV被害対策
⇒個人住所の維持＝①代表者を特定するための情報の重要性、②民事訴訟法上、裁判管轄の決定・送達において、法人に営業所がないときは重要な役割（民訴4条4項・103条1項）
→DV被害者の保護と利害関係を有する者による当該住所の確認について今後の要検討

（4）商業登記法の改正

・令和元年会社法改正に係る整備法において、商業登記法の改正
⇒令和元年12月11日の公布日から1年6ヵ月以内の施行

・登記手続における印鑑届の任意化（商業登記法20条の削除）

第3節「株式交付」制度の創設

1 新制度の概要

（1）定　義

・株式交付は、新たに親子会社関係を創設する制度
・例えば、A株式会社がB株式会社をA社の子会社とするために、B社株主からB社株を譲り受け、対価としてA社株を交付すること（2条32号の2）
⇒株式交付をする株式会社（A社）が「株式交付親会社」、譲り受ける株式の発行会社（B社）が「株式交付子会社」となる。
⇒株式交付は、株式交付親会社になるA社と株式交付子会社のB社株主との個別株取引（強

制取得ではない）

・株式交付子会社となるＢ社は関与しない。しかし、株式交付子会社の株式（B 社株）が譲渡制限株式の場合、株式交付子会社の譲渡承認が必要（137 条１項）

・株式交換と異なり、B 社を完全子会社とすることまでを企図していない場合、A 社側で株式交付制度の組織再編手続 *（株式交換と類似の規律。後述 5）*

⇒「セミ公開買付け」の性格

⇒B 社が株式譲渡制限会社である場合、株式譲渡の承認が条件⇒子会社化への防衛可能

（株式交付）

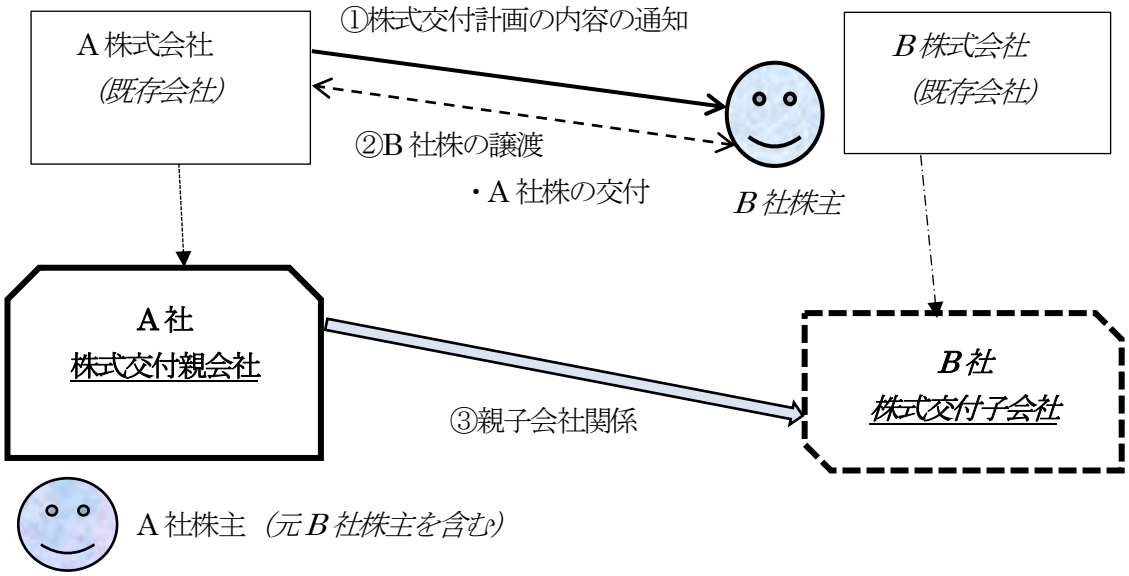

（２）活用の場面

・中小企業における他社の子会社化、迅速・低廉な大規模買収（金銭を対価としない）

・上場会社の敵対的 M&A 等

（３）法的な位置づけ

ア）株式の現物出資

・株式交付は、その実質において、株式交付子会社の株主（B 社株主）が株式交付親会社（A 社）に保有株式（B 社株）を現物出資または有償譲渡して、株式交付親会社

の株式（A 社株）を取得する制度

⇒組織再編と位置付け、現物出資規制の適用外（時間・費用の軽減。*後述 2（2）*）

イ）組織再編行為

・株式交付は組織再編行為であり、①事前・事後の情報開示に加え、A 社において、②株主総会の特別決議による承認、③反対株主の株式買取請求権、④差止請求権、⑤債権者保護手続、という手続が必要

（新たな組織再編の区分）

区　分	既存会社との組織再編	新規会社への組織再編
合　　併	吸収合併	新設合併（実務上、少ない）
会社分割	吸収分割	新設分割
株式交換・株式移転	株式交換（既存持株会社の完全子会社になる）	株式移転（新設持株会社の完全子会社になる）
株式交付	株式交付（**既存株式会社間による（非完全）親子会社化**）	（利用の対象外）

（4）対象外

・①株式交付は「子会社とする」ための制度。既存の子会社株式の追加取得は対象外

⇒B 社の持株割合を 40%から 51%に増加==⇒株式交付の利用は OK

⇒B 社の持株割合を 52%から 70%に増加==⇒*株式交付の利用は NO*

→株式交付は親子関係を円滑に創設するため

・②実質基準（財務・事業方針の決定支配）の子会社は対象以外

⇒形式基準の充足（議決権の過半数基準（会施規 3 条 3 項 1 号））が必要

・③株式交付子会社は株式会社のみ。持分会社を対象外

→持分会社は、持分を取得することの身により直ちに当該持分会社を子会社化できないため

2 株式交付のメリット

（1）具体的な利益

ア）資金調達の負担軽減

・買収会社（A 社）が発行する株式（A 社株）を買収対価とすることにより、金銭を対価とするときと異なり、①資金調達の負担軽減、②大規模な買収が容易

・手元資金に余裕のない企業であっても、他社の買収が可能

→例えば、譲渡制限株式を株主と個別に金銭による取得交渉する場合、①株式評価のコスト、②株式取得の金銭負担、③取得交渉に多くの時間が必要等

イ）シナジー効果による利益享受

・被買収会社の株主（B 社株主）は、被買収後、買収会社の株式（A 社株）を保有

・その結果、シナジーを含めた買収後の買収会社（A 社）および被買収会社（B 社）の成長・業績向上からもたらされる利益を享受できる

（2）従来の課題

・従来、他社を（事実上）買収する場合、①株式交換（2 条 31 号）による方法、または、②金銭・株式等を対価とする方法

ア）株式交換

・株式交換は、対象会社の発行済株式の全てを取得。一部の対象会社株式を取得したい場合、利用は不可　*→株式交換は持株会社の設立を意図*

イ）株式対価の買収

・株式対価（A 社株）の買収では、形式的に株式の発行者である買収会社（A 社）は、被買収会社（B 社）の株式を現物出資財産として、A 社株の募集（199 条 1 項 3 号）

⇒被買収会社の株式（B 社株）による現物出資は、原則として検査役の調査（207 条 1 項）、株主または取締役が財産価格填補責任を負う可能性（212 条・213 条）

・買収会社（A 社）が被買収会社（B 社）を買収して子会社にしようとする際に、株式交換の場合（対象会社の完全子会社化）と、そうでない場合（対象会社の子会社化）

とにおいて規律に大きな違いを設ける理由なし

⇒被買収会社（B 社）の子会社化の場合においても、株式を対価とした子会社化を現物出資規制の適用なく行うニーズ

⇒なお、総額500 万円以下（33 条 10 項 1 号）の B 社株の取得では、検査役の調査は不要。しかし、当該金額の株式価値にとどまる企業の買収には実益に疑問

3 株式交付の手続

・①株式交付計画の作成、②事前開示手続、③株式交付子会社の株式の譲渡の申込み・株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の割当て、④株式交付親会社の株主総会における株式交付計画の承認、⑤株式交付の効力発生、⑥事後開示手続

（株式譲渡に関する法定手続：組織再編手続）

当事者	具体的内容
株式交付親会社 A 社→株式交付子会社 B 社の株主	A 社の商号、株式交付計画の内容等の通知（774 条の 4 第 1 項）
B 社の株主（申込者）→A 社	申込期日までに、B 社の株主は自己の氏名等および住所、譲渡する株式の内容および数を記載した書面を、A 社に交付（同条 2 項 3 項）
A 社→B 社の株主（申込者）	A 社は、①申込者の中から、（A 社が）B 社株を譲り受ける者およびその者から譲り受ける B 社株の数を決定（774 条の 5 第 1 項）、②効力発生日の前日までに、申込者に対し、譲り受ける B 社株の数を通知（同条 2 項）
B 社の株主（株式の譲渡人）→A 社	B 社株の譲渡人となった者は、効力発生日に、A 社が通知した数の A 社株を給付（774 条の 7 第 2 項）

（1）株式交付計画の作成

ア）株式交付計画の作成義務

・株式交付親会社が「株式交付計画」を作成（774 条の 2）

⇒株式交付親会社と株式交付子会社との協議は不要

例えば、

・①A 社の子会社 B 社が C 社を子会社にする場合、B 社が株式交付計画を作成

・②P社とQ社が共同でR社株を譲り受け、P社がR社株の特株割合を51%に増やしたい場合、P社が株式交付計画を作成　　＝共同親会社となる株式の譲り受けは、株式交付では不採用

イ）記載内容の法定

・①株式交付子会社の商号および住所、②株式交付による譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限、③株式交付の対価、株式交付親会社の資本金・準備金の額に関する定め、④譲渡しの申込みの時期、⑤効力発生日等（絶対的記載事項。774 条の 3 第 1 項各号）

⇒①では、株式交付親会社の商号および住所は不要

ウ）株式交付計画の開示

・株式交付計画の内容を記載した書面・電磁的記録を株式交付親会社の本店に備置き
・株式交付親会社の株主・債権者は閲覧請求等が可（816 条の 2）

エ）A社の株主総会による承認

・株式交付親会社A社において、効力発生日の前日までに、株主総会の特別決議によって、株式交付計画を承認（816 条の 3 第 1 項・309 条 2 項 12 号）

⇒株式交付の帳簿価額が、株式交付親会社の譲り受ける株式交付子会社の株式等の額を超える場合、その旨の説明（816 条の 3 第 2 項）

（2）譲受けの対象と対価

ア）譲受けの対象

・譲り受ける株式交付子会社の株式数の下限は、株式交付計画に記載（774 条の 3 第 2 項）。

⇒基準となる日は効力発生日

⇒株式交付子会社の発行済株総数に変動があることを了知している場合、効力発生日現在の発行済株総数を基準

・譲受けの対象は、株式交付子会社が発行する、①株式（普通株式・種類株式）、②新株予約権、③新株予約権付社債

⇒株式交付子会社の「新株予約権等」をそのままにしておくと、被買収会社の過半数

支配権を掌握しても、新株予約権等の行使により支配権の喪失の可能性
⇒新株予約権のみを、譲受けの対象とすることは不可

イ）対　価

・株式交付親会社の株式（普通株式・種類株式）は必須
⇒他方、株式交換では、親会社株式の不交付は可能

・株式交付制度の対価の多様化として、①株式交付親会社の株式、②株式交付親会社の社債、③新株予約権・新株予約権付社債、④金銭等、または、⑤その混合が可能
⇒株式交付親会社の株式を含んでいる場合、これら金銭等の混合割合は自由
⇒株式交付親会社の「親会社の株式」も認められるが、株式交付親会社の株式を含むことが条件（三角株式交付は不可）　　*（前記（1）アの事例参照）*

・株式「交付」であるため、新株発行・自己株式の給付の両方可

ウ）登　記

・株式交付を新株発行により実行する場合、株式交付親会社の資本金等が変動するため、株式交付計画に記載
⇒資本金等が変動する場合、登記が必要
⇒概して、自己株式だけでは、他社の買収は困難

（3）株式交付子会社の株式の譲渡の申込み等

・株式交付親会社Ａ社は株式交付子会社Ｂ社の株主に、株式譲渡の法定手続が必要

ア）Ａ社からＢ社の株主への通知

・株主への通知内容は、①株式交付親会社の商号、②株式交付計画の内容等（774 条の 4 第 1 項）
⇒株式の譲渡しに関する規定は、株式交付子会社の新株予約権の譲渡しについて準用（774 条の 9）
→非公開会社の株主の氏名（名称）・住所はデューディリジェンス等で調査

・株式交付子会社が金融商品取引法上の公開買付制度の適用会社であれば、金融商品取引法上の公開買付規制の適用（金商法 27 条の 2 第 1 項 2 号）

⇒セミ公開買付けに該当

イ）A 社への株式譲渡の申込み

・①譲渡に応じる株主（申込者）の氏名・住所、②譲渡する株式等の数に関する書面を、A 社に交付（774 条の 4 第 2 項）

・申込期日までに株式交付の申込みがなされた株式交付子会社の数の総数が下限に満たない場合、株式交付親会社は、遅滞なく、株式交付をしない旨を通知（774 条の 10）

・なお、B 社株が譲渡制限株式である場合、B 社の株式譲渡承認が必要

ウ）A 社株の割当て

・A 社は、申込者（B 社株主）の中から、株式を譲り受ける者を定め、かつ、譲り受ける株式の数を定める（774 条の 5 第 1 項前段）

⇒株式交付計画の記載の「譲り受ける株式交付子会社の株式数の下限を下回らない範囲」で、申込者が譲り渡す株式の数を、申込数より減少可（同項後段）

⇒株式交付親会社の裁量と制約

⇒例えば、計画では下限が議決権割合の 70%の譲り受けの提案。実際には、85%の申込み。この事案では「下限である議決権割合の 70%」を下回らないのであれば、85%より少ない譲受けが可能

エ）A 社からの譲受けの通知

・A 社は、効力発生日の前日までに、申込者（B 社株主）に譲り受けることにした B 社株の数を通知（774 条の 5 第 2 項）

・株式の「総数譲渡し契約」では、これら通知は不要（774 条の 6）

⇒株式交付子会社の株式の総数を譲る受ける場合でも、株式交付制度の利用可

（4）株式譲渡契約の成立

・株式交付親会社と株式交付子会社の株主と株式譲渡契約は、申込みと承諾で成立

・しかし、一般の契約と異なり、直ちに株式交付子会社の株式が株式交付親会社に移転しない

⇒株式交付の効力発生日に、①申込者（B 社株主）は A 社に株式を給付、②A 社は B 社の株主となり、③B 社株主は A 社株主になる（774 条の 7・774 条の 11）

→効力発生日前に、株式交付子会社の株式が第三者に譲渡（第三者に株券交付済み・株式交付親会社が株主名簿の名義書換ができない）された場合、株式交付親会社は当該第三者に対抗できない

（5）株式交付の効力発生と不成立

ア）発生時期

・株式交付親会社による株式交付子会社の株式の譲受けは、効力発生日に効力が発生

→株式交付子会社の株主名簿の名義書換は、①株式交付子会社が株券発行会社である場合、株券の提示、②株券不発行会社である場合、株式交付親会社が譲渡人と共同して請求

イ）効力発生日の変更

・株式交付親会社は、株式交付計画に定めた当初の効力発生日から 3 ヵ月以内を限度として、効力発生日の変更可（816 条の 9）

⇒株式交付親会社の単独の判断。株式交付子会社の意向は不要

⇒株式交付に公開買付規制（金商 27 条の 2）が適用される場合、公開買付期間が延長された際には、株式交付の効力発生日を延長する必要あり

ウ）株式交付の不成立

・申込期日までに株式交付の申込みがなされた株式交付子会社の数の総数が下限に満たない場合、株式交付は不成立（774 条の 10）

⇒例えば、下限が株式交付子会社の議決権割合の 60%でありながら、51%の取得があっても（過半数取得）、株式交付は不成立

・株式交付親会社は、遅滞なく、株式交付をしない旨を通知（774 条の 10）

⇒株式交付が不成立の場合、株式交付親会社は株式を譲渡人に返還

・株式交付の申込みがなされた株式交付子会社の数の総数が下限に満たない場合、新株予約権等のみを譲り受けることは不可（774 条の 11 第 5 項 3 号）

（6）事後開示手続

・株式交付親会社は、効力発生後遅滞なく、株式交付に際して株式交付親会社が譲り

受けた株式交付子会社の株式の数等の事項を記載した書面・電磁的記録を作成
⇒株式交付の効力発生日から 6 ヵ月間、本店に備え置く必要

・株式交付親会社の株主および債権者には、当該書面等の閲覧請求権（816 条の 10）

4 簡易株式交付　*（公開会社のみ）*

・株式交付親会社が公開会社であり、かつ株式交付において交付する対価の額が一定の水準に満たない（20%ルール）場合、総会の特別決議が不要（816 条の 4 第 1 項）。
⇒「簡易株式交付」であり、株式交付親会社の取締役会の決議で可能

・具体的基準は、株式交付親会社の純資産額に対し、[株式交付子会社の株式等の譲渡人に対し交付する（①株式交付親会社の株式の数に 1 株当たり純資産額を乗じて得た額＋②株式交付親会社の社債・新株予約権等の帳簿価額の合計額＋③株式交付親会社の株式等以外の財産の帳簿価額の合計額）]が
⇒5 分の 1（20%ルール。定款により、これを下回る割合の規定可）を超えない場合

・株式交付親会社が非公開会社の場合、簡易株式交付は不可（同項但書）
⇒非公開会社では、簡易株式交付に該当する事案でも、株式交付の実施は必ず A 社において株主総会の特別決議が必要

5 株式交付と株式交換の比較

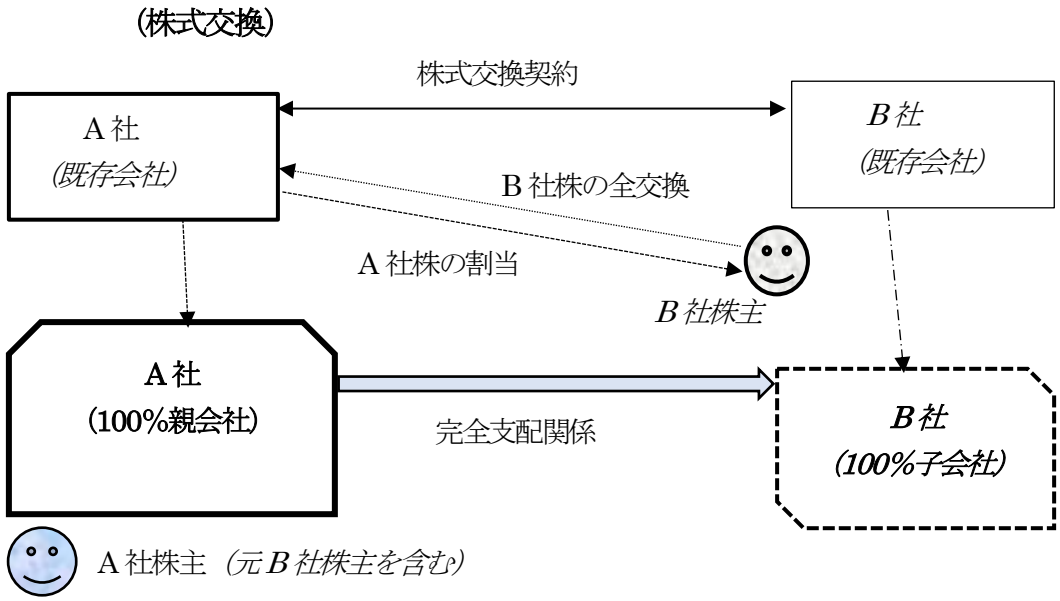

（株式交付と株式交換の比較）

区　分	株式交付	株式交換
取得株式数	対象会社（株式交付子会社）の株式の過半数	対象会社（株式交換完全子会社）の株式の全て
取得対価	株式交付親会社の株式は必須＋金銭等（割合の自由）	株式交換完全子親会社の株式は任意＋金銭等（対価の自由）
書類作成・締結	株式交付親会社による株式交付計画の作成	両当事会社間で株式交換契約の締結
承　認	株式交付親会社における株主総会の特別決議	各当事会社における株主総会の特別決議
債権者保護	株式交付の対価が金銭を含む場合、株式交付親会社の債権者保護手続	下図（株式交付より複雑）

（株式交換における債権者保護手続）

区　分	債権者保護手続を要する事例	対象債権者
新株予約権付社債の承継	完全子会社となる会社の新株予約権付社債を、株式交換・株式移転により、完全親会社となる会社に承継	当該社債権者（対完全子会社）
完全親会社の株式以外の交付	株式交換で、完全親会社となる会社が、完全子会社となる会社の株主に対し、完全親会社の株式以外を交付	完全親会社となる会社の債権者（対完全親会社）
株式交換契約新株予約権付社債の承継	株式交換で、完全親会社となる会社が、株式交換契約の定めにより、完全子会社となる会社の新株予約権付社債の承継	

6 株式交付の債権者・反対株主の救済手続

（1）債権者異議手続

・株式交付子会社の株式および新株予約権等の譲渡人に対し、金銭等（株式交付親会社の株式を除く）を対価とする場合、債権者異議手続が必要（816 条の 8）

⇒株式交付親会社の株式以外の財産減少のため

（2）反対株主の株式買取請求権

ア）株式交付親会社の株主

・A 社株主は株式交付に反対の場合、株式交付親会社に対し、自己の有する株式の買取請求権あり（816 条の 6、816 条の 7）

⇒株式交付は、実質として、株式交付子会社の株主が株式交付親会社に保有株式を現物出資・有償譲渡して、株式交付親会社の株式を取得する制度

⇒募集株式の有利発行の場合でも、反対株主の株式買取請求権なし

・株式交付を組織再編と位置付けることにより、反対株主の株式買取請求権あり

イ）対象外

・株式交付子会社の株主は、株式買取請求権なし

⇒株式交付子会社の株主は譲渡することなく、株式交付子会社に留まる自由が保障

→そのため、株式交付子会社の株主には、特別な保護は設けられていない

・簡易株式交付の場合、除外（816 条の 4 第 1 項但書）

7 違法な株式交付の対応

（1）株式交付の差止請求

ア）株式交付親会社の株主

・株式交付が法令または定款に違反する場合、株式交付親会社の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、当該株主は、株式交付親会社に対し、株式交付の差止請求（816 条の 5）。

⇒差止事由は解釈に委ねられる。株式交付の無効事由 *（後述）* が参考

イ）対象外

・株式交付子会社の株主は、差止請求権なし

⇒株式交換の場合と異なり、株式交付は株式交付親会社が株式交付子会社から株式を譲り受ける制度であるため

・簡易株式交付の場合、株主の差止請求権なし（816 条の 5 第 1 項但書）

（2）株式交付の無効の訴え

ア）提訴期間

・違法な株式交付の成立後は、株式交付親会社に対し、無効の訴えにより対応（828 条 1 項 13 号）
・提訴期間は株式交付の効力が生じた日から 6 ヵ月以内

イ）原告適格

・①株式交付の効力が生じた日において株式交付親会社の株主等であった者、②株式交付に際して株式交付親会社に株式交付子会社の株式・新株予約権等を譲り渡した者または株式交付親会社の現株主等、③破産管財人・株式交付について承認をしなかった債権者（828 条 2 項 13 号）

⇒株式交付親会社の株主等であった者・当該会社の現株主、株式交付子会社の株式を譲渡した者にも、原告適格が認められていることは注目

ウ）株式交付の無効事由

・株式交付の無効事由を定めた明文規定は存在なし
・解釈上、株式交付の無効事由として、例えば、①株式交付計画についての法定要件を欠くこと、②事前・事後の備置義務の不履行、②開示対象の書類の重大な不備・不実記載、③株式交付を承認する株主総会の欠缺、④債権者異議手続を要しながら、それを欠く場合等

⇒株式交付の交付条件の不公正は、それ自体では無効原因とならない（東京高判平成 2 年 1 月 31 日資料版商事法務 77 号 193 号参照）

⇒交付条件の不公正は、損害賠償請求等による対応

第 4 節　株主総会・取締役・社債その他の重要な改正

1　株主総会にかかる改正

（1）株主総会資料の電子提供制度

ア）会社の HP で提供

・株主総会資料の電子提供制度 *(措置)* とは、参考書類、議決権行使書面、事業報告および計算書類、連結計算書類を、会社の HP *（WEB）* で提供　*→上場会社を念頭の制度*

⇒書面による総会資料の提供は多大の印刷費、郵送の手間。迅速な情報開示の要請

⇒株主総会に関する手続の合理化　*→電子公告と異なり、株主のみが対象*

→定款規定が必要（325 条）　(後述)

・株主の個別承認の不要

⇒従来、電磁的方法による株主総会資料の提供は、株主の個別承諾が必要（299 条 3 項・301 条 2 項・302 条 2 項）*→上場会社では個別承認は困難。今は 5%にとどまる*

・株主は、書面請求権あり（325 条の 5）*→80 歳以上ではインターネット利用が 21.5%*
⇒インターネットを利用できない株主の保護。定款による請求権排除は不可
⇒電磁的方法による株主総会資料の提供について、個別承諾している株主は除外
→従来の「原則」と「例外」が逆転

・公布日から 3 年 6 ヵ月を超えない範囲の施行（令和 5 年施行が予想）

イ）採用会社の手続と登記

・電子提供制度の採用は、非公開会社・公開会社の両方可。上場会社では義務*→金融庁が運営・管理する EDINET*

・定款には、「電子提供措置をとる」旨を規定（325 条の 2）
⇒上場会社では義務であるため、定款変更決議がなされたものとみなされる *（整備法 10 条）*

・登記の必要（911 条 3 項 12 号の 2）
⇒将来、株主となる者への配慮。*WEB サイトのアドレスは不要*

ウ）電子提供措置開始日・期間

・電子提供措置開始日は、株主総会の 3 週間前の日、または株主総会の招集通知を発した日のいずれか早い日（325 条の 3 第 1 項、会施規 95 条の 3 新設）
⇒株主がじっくりと議決権行使の判断のため、従来の招集通知発送日より前倒し

・電子提供措置期間は、電子提供措置開始日から株主総会日の後 3 ヵ月経過するまでの日（同項）*→株主総会決議の取消しの訴えの出訴期限に平仄*

エ）株主総会の招集通知等の特則

・非公開会社が電子提供制度を採用する場合、株主総会の招集通知の発送期限は 2 週間前（325 条の 4）
⇒1 週間前（取締役会非設置会社では、それを下回る期間可）の例外を不可
→上場会社を念頭の制度であるため

（2）株主提案権の制限

ア）株主提案の議案の数の制限　*（取締役会設置会社のみ）*

・1 人の株主が提案できる議案の数は「10」を上限（305 条 4 項）　*→100 の議案提出等*
⇒濫用的な行使を制限（*議案要領通知請求が対象*）。議題の提案（303 条）の数は制限なし
→人の名誉侵害・侮辱する議案の排除は見送り。

・10 を超える議案には、取締役会の判断で選択（同条 5 項）
・10 を超える議案を株主がして、決議しても、総会決議の瑕疵なし

→東京高判平 27・5・19 金判 1473・26 は、創業者系株主が 114 個の議案、翌年 68 個、翌々年 63 個の議案提出について、「一部の株主提案権の行使が権利濫用に該当する」と判断。しかし、裁判で、「濫用事案」と認定することは困難。

イ）留意点

・役員等の選任・解任議案では、当該議案の数に関わらず、これを「1」の議案とみなす（305 条 4 項 1 号）　*→定款変更議案は、原則、内容に着目して議案の数を算定*
⇒候補者の人数（例えば、取締役の候補者を 12 人提案）に関わらず、すべて 1 議案

・取締役会非設置会社では、株主提案権の制限なし
→株式会社の組織、運営、管理等、一切の事項を決議可能であるため（309 条 5 項）

・議案の修正動議は、①議長の議事整理権、②議題の事項の制限で対処

2 取締役にかかる改正

（1）取締役個別の報酬の策定義務・開示義務　*p または監査等委員会設置会社*

・取締役報酬にかかる改正では、①監査役会設置会社（公開会社かつ大会社）であり、有価証券報告書の提出会社（上場会社）、または、②監査等委員会設置会社では、取締役個別の報酬内容について、決定方針を取締役会で定め（策定義務）、かつ決定方針を開示義務（361 条 7 項、施行規 98 条の 5 新設）
⇒取締役個別の報酬を定款または総会決議で定めている場合、当該規制の対象外
→①決定手続の透明性の確保、②社外取締役の関与強化、③従来、「代取再一任」への批判

・取締役会は「個別報酬の決定方針」の決定を取締役に委任不可

（2）エクイティ報酬

ア）定款または総会決議　*＝総会決議エクイティ報酬*

・インセンティブ（動機づけ）報酬として株式・新株予約権を交付（エクイティ報酬）する場合、株式等の内容を定款または総会決議（361 条 1 項・202 条の 2）で明確化

⇒既存株主の持株比率の維持、株価の下落対応のため　*→具体的内容の明確*

→エクイティとは株式等の持分。有利発行規制の適用なし

・エクイティ（株式等の持分）報酬に関し、一定事由が生ずるまで譲渡不可、一定事由による会社への無償譲渡等に関し、新施規 98 条の 4

→株主総会での説明、一定事由の範囲により譲渡のあり方に多大の制約

イ）報酬として交付する株式の対価・ストックオプションの行使価額の緩和　*p*

・インセンティブ報酬として、上場会社（金商法 2 条 16 項）は、募集株式を交付する場合にも、払込みを要しないものとすることが可能（202 条の 2）

⇒従来、取締役の報酬等として株式を交付する場合、①金銭を報酬、②取締役に募集株式を割当て、③引受人の取締役に報酬債権を現物出資財産として給付（相殺構成）

⇒相殺構成エクイティ報酬＝実態との乖離、有利発行規制との関係で課題

・上場会社は取締役・執行役にインセンティブ報酬として新株予約権を交付する場合、行使価額をゼロ円とすることが可能（236 条 3 項 4 項）

→従来、1 円等で対処（取締役への退職慰労金）

（3）会社補償　*新設*

・役員の職務執行に関し、責任追及請求を受けたことにより要する事前・事後の費用（防御費用、第三者に対する賠償金・和解金）を会社が補償する契約締結（430 条の 2）

⇒社外取締役への配慮。契約内容の決定は総会決議事項。利益相反取引の適用除外

→米国等の制度を合わせて、海外から役員を招聘することの容易化。悪意・重大な過失を除外

（4）D&O 保険契約の内容　*（会社役員賠償責任保険）*

・役員等のために締結される保険契約に係る改正では、D&O 保険契約の内容を総会決議事項、契約内容の開示、利益相反取引の適用除外（430 条の 2 第 6 項）

→監視義務違反等を保障対象

（5）社外取締役の活用等

ア）社外取締役の設置義務　*p*

・公開会社かつ大会社である監査役会設置会社のうち、有価証券報告書の提出会社（上場会社）に社外取締役の設置義務（327 条の 2）

⇒非設置の場合、過料の制裁（976 条 19 号の 2）。*東証一部では 99.9%が設置*

・社外取締役が欠けた場合、遅滞なく選任されるときは、その間に取締役会の開催可

イ）社外取締役の要件

・社外取締役が会社から委託された「特定受託業務」を執行したことは、法 2 条 15 号イの「当該株式会社の業務を執行した」に該当せず（348 条の 2 第 3 項）

⇒例えば、会社と業務執行者等（兼支配株主）の利益相反が問題となる場合、社外取締役が独立して交渉等の対外的行為を担当。*→親子間取引（親会社の支配株主＝子会社の取締役）*

→本来、社外取締役は業務執行取締役でないことが要件

→「業務執行」とは、会社事業に関する諸般の事務を処理すること

・業務執行取締役の指揮命令下にないことを前提

3 社債の管理

（1）社債管理者の課題

→実務上、社債管理者を設置しない（各社債の金額が 1 億円以上、その他）ことが多数

→社債管理者への高額コスト、厳格な資格要件、社債管理者の責任拡大

（2）社債管理補助者

・社債管理補助者の設置・資格・権限等、特別代理人の選任、社債管理者との関係等

⇒新たな社債管理制度（社債管理補助者）では、社債管理者の設置を必要としない社債について、社債管理者より限定された範囲で社債の管理を委託する制度の新設（714 条の 4）

→社債管理補助者は、法律家になってもらう

（3）社債権者集会

・元利金の支払減免に関し、社債権者の全員の書面等による意思表示がある場合、社債権者集会の決議の省略が可能

⇒社債権者集会において、集会決議による社債の元利金の免除規定の新設
→全員の同意によるみなし規定

4 その他の重要改正

（1）責任追及等の訴えにかかる訴訟における和解

⇒取締役等の責任追及の訴訟における和解では、監査役の同意を必要（849条の2）
→従来、同意の手続が不明確。改正法は、監査役を会社の代表とする考え（通説）

（2）議決権行使書面の閲覧等

⇒議決権行使書面の濫用的な閲覧等請求の対処として、議決権行使書面の閲覧等請求に関し、請求理由の開示、株主が権利確保・行使に関する調査以外の目的での請求の拒否（311条4項）
⇒株主名簿の閲覧謄写請求にかかる規律をモデル

第2章「電子（バーチャル）株主総会」の運営と留意点

第1節 バーチャル株主総会の概要

1 近時の動向

（1）バーチャル株主総会とは

・リアル株主総会*（＝従来型）*とは、取締役および株主等が一堂に会する物理的な場所において開催

・「ハイブリット型バーチャル株主総会」とは、リアル株主総会の開催に加え、リアル株主総会の場に在所しない株主についても、インターネット等の手段を用いて遠隔地から参加または出席を許容
⇒①ハイブリット参加型、②ハイブリット出席型の各バーチャル株主総会
⇒ハイブリットとは混合・併用の意

・「バーチャルオンリー型株主総会」とは、インターネット等の手段を用いてのみ株主総会を開催
⇒リアル株主総会なし

（株主総会の今後の形態）

区分	リアル株主総会	ハイブリット型バーチャル株主総会		バーチャルオンリー型株主総会
		（参加型）	（出席型）	
形　態	物理的な場所において開催	リアル総会の開催＋株主がリアル総会に出席せず、ネット等で審議等を確認・傍聴	リアル総会の開催＋株主がネット等で会社法上の出席が可能	リアル総会の開催なし＋取締役・株主等がネット等で会社法上の出席が可能
議決権	○	事前行使 ・委任状	○	○
質　問	○	× （コメント可）	○	○
動　議	○	×	○	○

（2）近時の動向

ア）制度化

・IT の進展、新型コロナウィルス感染症の拡大（*コロナ禍*）による総会への来場自粛要請・来場人数の制限・事前議決権行使の奨励、株主との建設な対話の深化

→コロナ禍の総会対応として、①～③があるが、これら実施（上場会社）は意外に少ない

・①後ろ倒し方式（震災時。基準日の新設定の必要+公告。役員の地位は維持。47 社実施）

・②継続会方式（最初の会日と同一性。通常は 2 週間。今回は 9 月中＝有価証券報告書の提出期限。21 社実施）

・③臨時総会方式（2 社）

→来場自粛要請・来場人数の制限は私権の制約。しかし、違法でも裁量棄却の余地

・従来、株主総会開催の合理化として、書面投票制度（会 311 条）および電子投票制度（会 312 条）。上場会社等では、総会前に、議案賛否の結果が判明

⇒インターネット等の手段活用は総会への参加・出席機会の拡充

→バーチャル株主総会の意義＝総会自体の電子化の実現を検討することは、「株主総会とは何か」という本質にかかわる。総会招集手続の電子化への動きとは法的な課題が異質

イ）要　望

・取締役会の開催方法では、テレビ会議等が容認

・株主総会のライブ配信は、①議決権行使および質問等ができない、②高コスト、

③アクセス数が限定的

・令和2年2月26日、経産省が「ハイブリット型バーチャル株主総会の実施ガイド」（以下、実施ガイド）の公表

⇒富士ソフトが今年3月に、ハイブリット出席型バーチャル株主総会を開催

⇒日経新聞社の調査（2020年8月）では、Zoomの利用を含め、バーチャル株主総会の開催は、上場会社の5.2%

→米国では、2000年にデラウエア州一般会社法（米国会社法の基盤）が、バーチャル株主総会を認める改正。2018年3月現在、41の州（＋コロンビア特別区）が許容。そのうち、バーチャルオンリー型まで許容する州が30にのぼる

→米国では、2019年では上場会社の約10社に1社が採用。2020年はコロナ禍で急増

2 バーチャル株主総会の類型

（1）ハイブリット「参加型」バーチャル株主総会

ア）内　容

・リアル株主総会の開催に加え、リアル株主総会の開催場所に在所しない株主が、株主総会への法律上「出席」を伴わずに、インターネット等の手段を用いて審議等を確認・傍聴することができる株主総会

⇒遠方株主がリアル株主総会に傍聴容易、複数の株主総会に傍聴容易

イ）方　法

・コメント機能による意見表明、一定の「対話」の枠組みの構築

・議決権行使は、書面・電子投票による事前行使、（リアル総会出席の）代理権授与

（2）ハイブリット「出席型」バーチャル株主総会

ア）内　容

・リアル株主総会の開催に加え、リアル株主総会の開催場所に在所しない株主が、インターネット等の手段を用いて、株主総会に会社法上の「出席」をすることができる株主総会

⇒遠方株主がリアル株主総会に出席可能、複数の株主総会に出席容易

イ）方　法

・リアル総会の開催場所との間で、「情報伝達の双方向性＋即時性」が要件

⇒リアル株主総会に出席株主を「リアル出席者」、インターネット等で出席する株主を「バーチャル出席者」

・インターネット等とは、電話、e-mail、動画配信等の IT 等を活用した情報伝達手段
⇒音声のみライブ配信は可能
⇒ライブ配信を株主に限定しない場合、株主の肖像権等に配慮（プライバシーの保護）

（3）バーチャルオンリー型株主総会

・リアル株主総会を開催せず、取締役および株主等がインターネット等の手段を用いて、株主総会に会社法上の「出席」をすることができる株主総会

第2節 各バーチャル株主総会の留意点

1 ハイブリット参加型バーチャル株主総会

（1）議決権の行使

・議決権行使は、書面・電子投票による事前行使、委任状、代理人行使（リアル出席）
⇒ハイブリット参加型バーチャル株主総会の「出席」はリアル出席者のみ
⇒リアル出席しなければ、総会当日に議決権行使はできない

（2）株主からの質問・動議

・質問・動議はできないが、コメントは可能
⇒コメント（意見表明）に対し、総会終了後に回答（HP で紹介）
⇒バーチャル出席者は出席株主として扱われないため

・コメントに対し、取締役は説明義務（会 314 条）なし

2 ハイブリット出席型バーチャル株主総会

（1）議決権の行使

・従来の電子投票による事前行使ではなく、リアルタイム（当日）によるインターネット投票と評価
⇒株主はリアル株主総会またはバーチャル株主総会の出席機会の選択

⇒バーチャル出席は、例えば、事前申込制によるID・パスワードの発行もあり

・「なりすまし」の危険性の対応
⇒二段階認証等（ID・パスワードより高次の本人確認システム）
⇒例えば、ID・パスワードに加え、顔認証等

（2）通信障害と決議の瑕疵

・株主側の問題に起因する通信障害は、株主総会の決議の瑕疵にならない
⇒会社側の問題に起因する通信障害の瑕疵が軽微な場合、取消請求は裁量棄却の可能性

（3）出　席

ア）代理出席

・代理出席は、①リアル出席に限る、または、②リアル出席またはバーチャル出席の両方に認める方法
⇒バーチャル出席という態様の特性から、代理人による出席を認める必要性に疑問の指摘あり

・バーチャル株主総会において代理人出席を認めた場合、委任者によるメール等の委任状提出

イ）出席のアカウント

・バーチャル株主総会では、ログインをもって出席とカウント
⇒インターネット等のログインにより、原則として事前の議決権行使は失効

・ログインをしたが、採決に参加しない（決議時までにログアウト）場合、事前の議決権行使（書面投票・電子投票）は維持

（4）株主からの質問・動議

ア）質問の方法と制約

・株主は、質問内容が記入されたもの（テキストメッセージ）を提出
⇒議長から株主が指名される前に、事前に記載
⇒質問受付を電話等の対応可

・提出できる質問回数・文字数・送信期限（時間）等の（合理的）制約
⇒株主の個人情報が含まれる場合の配慮

・株主からの質問は、リアル出席者に限ることも検討
⇒株主が質問をしたい場合、リアル出席

・米国では、経営者にとり都合の良い質問を選択・回答（cherry-picking）の指摘
⇒バーチャルによる質問のハードルの低さは、ネット炎上に類似のリスク

イ）動議の可否

・動議については、①リアル出席者に限る、または、②リアル出席者またはバーチャル出席者の両方に認める方法
⇒バーチャル出席者は動議に賛否表明が困難なことがあり

・バーチャル出席者は、①実質的動議（議案の修正動議）には棄権または反対の扱い、②手続的動議（議事進行上の動議）には欠席の扱いの検討

（５）招集通知

ア）総会の場所

・バーチャル株主総会では、総会の場所は、インターネット等の手段を用いて出席、審議、議決権行使の記載
⇒バーチャル株主総会の開催は、2週間前までに決定

イ）制限の記載

・制限の記載として、①通信障害発生の可能性、②代理出席の制限、③質問受付の制限、④動議の制限、⑤事前の議決権行使の取扱い、⑥強制的な通信社団の取扱い、等

（６）総会の活性化

ア）出席者数の増加予想

・バーチャル出席者数が、必ずしも急増しない予想

・リアル出席者数が、必ずしも減少しない予想
⇒機関投資家、大口株主は事前投票、IT に不得意な株主への対応
⇒米国の実態

イ）意　義

・株主総会の活性化、注目度が高まる、コロナ対策、総会会日の集中化対応
⇒バーチャル株主総会に誘導する制度ではない

3 バーチャルオンリー型株主総会

（1）否定的な解釈

・現行法では株主総会の招集に際し、株主総会の「場所」等を定める必要、本店所在地・近隣地の開催、株主権の制約の可能性
⇒解釈上、困難
→株主には、物理的に開催される会場に行き、取締役等と対面して直接質疑を行うことにメリット。バーチャルオンリー型の採用には、議決権を有する株主全員の同意を必要の見解

（2）要　望

・①米国ではバーチャル株主総会の 92%がバーチャルオンリー型株主総会
・②日本法においても、総会の開催場所を物理的の存在する場所に要求していないという指摘
→総会議事録の記載事項として、「株主総会が開催された・・場所（当該場所に存しない・・株主が株主総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）」（会施規 72 条 3 項 1 号）

・③例えば、会社の会議室を株主総会の場所として、議長が議事をそこで進行し、物理的会場の規模をできるかぎり縮小した「ほぼ」バーチャルオンリー型株主総会は否定されない
・④経団連は 2020 年 4 月、株主を会場に呼ばない株主総会招集通知モデルの公表
⇒事実上のバーチャルオンリー型株主総会
⇒現行法上、やむを得ないと判断される場合、自社会議室の活用・リアル出席者の制限を許容

・バーチャルオンリー型株主総会は、New Normal 株主総会になる可能性

第３章「改正経営承継円滑化法」の検討と実務対応

第１節　改正の全体像

１　概　要

・「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（経営承継円滑化法）は、後継者が、①その同族関係者と合わせて当該会社の総議決権数の過半数を保有し（議決権同族過半数保有要件）、かつ、②その同族関係者の中で議決権数が筆頭であること（同族内筆頭株主要件）等を、５年間維持することにより贈与税・相続税の納税猶予

（相続税の納税猶予制度の概要：特例措置）

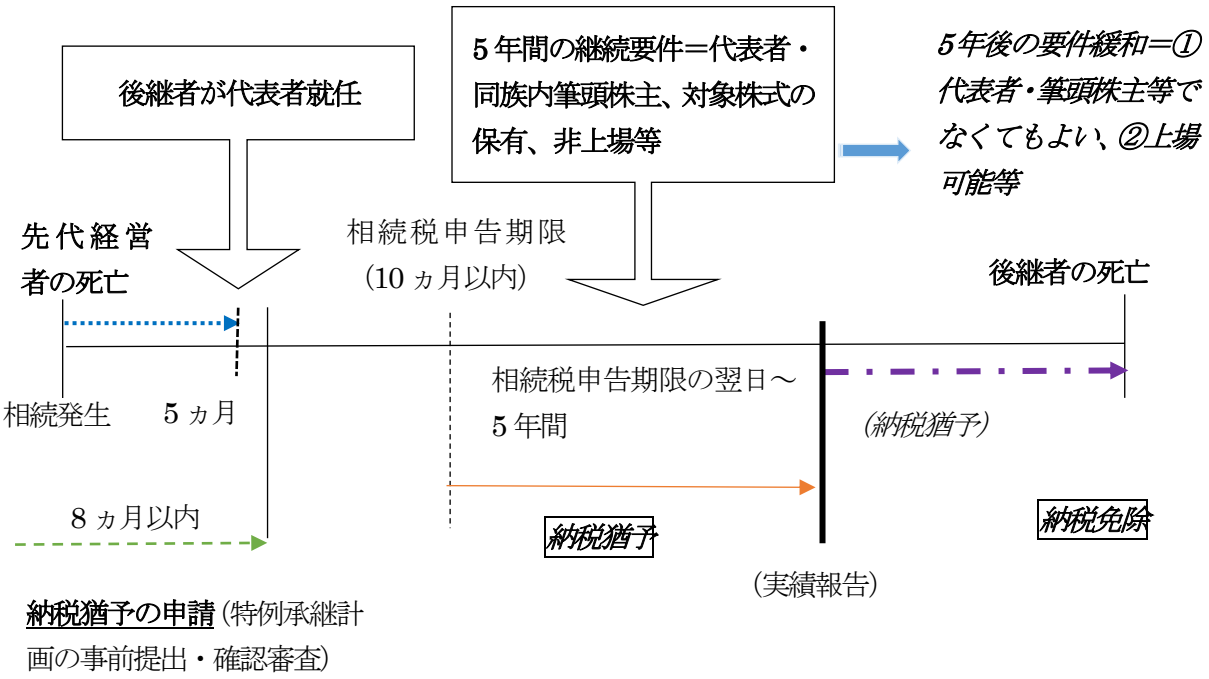

納税猶予の申請（特例承継計画の事前提出・確認審査）

（毎年１回）
・年次報告書⇒都道府県
・継続届出書⇒税務署

（3年に１回）
・継続届出書⇒税務署

２　利用の急増

・抜本的な要件緩和、特例措置の創設により、事業承継税制の利用が急増

・従来の経営承継円滑化法（2008・10・1施行）では、納税猶予要件が厳格であり、要件を維持できなければ認定の取消し、相続税に加え利子税が課されるリスク

・2008 年 10 月施行時から 2016 年 3 月末の 7 年半で、経営承継円滑化法の認定事例は 1,750 件のみ
・2018 年改正および 2019 年（令和元年）改正は、事業承継税制に係る適用基準の大幅な緩和、適用資産の多様化により、2018 年利用は 2017 年の 4 倍弱に急増

⇒個人的な経緯

第 2 節　法人版納税猶予制度の概要

1　法人版事業承継税制

（1）納税「猶予」

①中小企業者の先代経営者および他の株主（先代経営者等）が保有する自社株等（議決権制限のない非上場株式・持分会社の持分。以下、対象株式）を、

②後継者（2 代目）が贈与または相続もしくは遺贈により取得し、

③対象株式の 5 年継続保有等の一定要件を満たす場合、

④対象株式に係る贈与税または相続税に関し、

⑤申告期限までに納税猶予分の贈与税額・相続税額に相当する担保（対象株式等）を提供することを前提として、

⑥贈与では先代経営者等の死亡日まで、相続等では後継者（2 代目）の死亡日まで、納税猶予

（2）納税「免除」

・納税猶予適用後、経営承継期間または経営承継期間経過後に、①後継者の死亡、②次の後継者（3 代目）への贈与等の一定事由が生じた場合、納税免除

・贈与者が死亡した場合、相続税の納税猶予・免除制度への切替えが可能

2　一般措置と特例措置

（一般措置と特例措置の比較）

ア）関係者の属性・株式等

区　分		一般措置	**特例措置**
対象株式数		発行済議決権株式の総数等の３分の２まで	**発行済議決権株式の全て**
納 税 猶予割合	相続税	80%	**100%**
	贈与税	100%	
後継者		一定要件を満たす１名のみ	**左記要件を満たす上位 3 名までの者（議決権数 10%以上保有）**
従業員の雇用維持		5 年平均して従業員雇用の８割維持	**理由記載の書類提出により、雇用維持の未達成でも猶予継続**

イ）手続関係

区　分	一般措置	**特例措置**
事前の計画策定等	不　要	**特例承継計画の事前提出（2018 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日）**
適用期限	条件なし	**10 年以内の贈与または相続・遺贈（2018 年 1 月 1 日～2027 年 12 月 31 日）**
継続的な報告書・届出書	①認定有効期内に、都道府県庁に年次報告書の提出（年１回）、税務署に継続届出書の提出（年１回）、②経営承継期間経過後、税務署に継続届出書の提出（3 年に１回）	

ウ）納税額の軽減制度

区　分	一般措置	**特例措置**
経営承継期間（5 年）経過後の対象株式譲渡に係る減免制度	免除なし	**対象株式の譲渡対価額対価額により再計算した税額が当初納税猶予税額を下回る場合、差額を免除。経営環境の変化要件前提**
相続時精算課税制度	受贈者が 20 歳以上の直系卑属である推定相続人または孫	**20 歳以上（2022 年 4 月 1 日以降、18 歳以上）の後継者であれば可。直系専属ではない 60 歳以上の者からの贈与も可**

（1）一般措置

・一般措置（2018 年税制改正前からの原則制度）は、先代経営者等が後継者（1 名に限定）に対象株式の贈与・相続等をした場合、取得した当該株式のうち、発行済議決権株式の総数の 3 分の 2 を上限として、贈与税・相続税（相続税では当該課税価格の 80%）の納税が猶予（相続人・受贈者の死亡時まで保有により免除）

⇒3 分の 2 は特別決議の保有割合に由来

・①5 年の経営承継期間内は、後継者が筆頭株主・代表権を維持、②従業員雇用の平均 8 割を維持等の各要件

（2）特例措置

・2018 年度税制改正は、事業承継税制に次のような特例措置を新設

・①2018 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日（10 年間）までの贈与・相続等により取得された対象株式が対象

・②2023 年 3 月 31 日までに特例承継計画を提出

・③一般措置における、a）対象株数制限（最大 3 分の 2）および相続税の納税猶予割合（80%）の撤廃、b）従業員の雇用維持要件の大幅緩和（事実上の廃止）、c）最大 3 名まで後継者とすることの許容、d）経営承継期間経過後の対象株式譲渡に係る減免制度、e）相続時精算課税の対象を 20 歳以上の者（推定相続人等の限定なし。2022 年 4 月 1 日以降、18 歳以上）を対象

・特例措置の適用期間中は一般措置も使えるが、通常は有利な特例措置を利用

（3）相続時精算課税制度

ア）制度概要

・相続時精算課税制度は、原則として、60 歳以上の贈与者（父母・祖父母）から、満 20 歳以上の直系卑属である推定相続人（子・孫）に対して行う贈与に関し、累計 2,500 万円までは非課税とし、2,500 万円超過部分には 20%の贈与税が相続税の前納として課税

・贈与者が死亡した場合、相続時精算課税制度を利用して贈与した財産を合算して相続税額を計算

・納付済みの贈与税額は相続税額から控除し、控除しきれない分は還付

・相続時精算課税制度を選択した後は、同一贈与者からの贈与につき、暦年課税制度を受けることは不可

イ）一般措置と特例措置

・一般措置では、相続時精算課税制度の適用対象は、原則として、60 歳以上の贈与者（父母・祖父母）から、満 20 歳以上の直系卑属である推定相続人（子）または孫に対して行う贈与に限定

・特例措置では、60 歳以上の贈与者から、満 20 歳以上の後継者に対して行う贈与が対象。贈与者は受贈者の父母・祖父母に限定されない。第三者も可能

3 納税猶予の取消しと免除

（1）納税猶予の取消し

（納税申告期限後 5 年以内要件と 5 年経過後の扱い）

取消事由	経営承継期間	経営承継期間の経過後
納税猶予の対象株式の譲渡	各要件を充足できない場合、「納税猶予額の全額」＋「利子税」の納付（雇用維持は、特例措置では事実上の撤廃）	譲渡株式に対応する猶予額の一部納税＋5 年経過日以後の利子税
議決権同族過半数保有・同族過半数保有・代表権の要件未充足		要件を充足しなくても、全額の納税猶予の維持
上場会社・風俗営業会社に該当		
後継者以外に拒否権付種類株式の交付		
資産保有型会社・資産運用会社に該当、総収入金額ゼロ、減資等		要件を充足しない場合、納税猶予額の全額＋利子税の納付

・事業承継税制の適用を受けたが、（贈与税・相続税申告期限の翌日から）5 年間の経営承継期間中に一定の要件を維持できなくなった場合、納税猶予額の全額および利子

税の納付が必要

・一定の要件とは、
・①対象株式の保有
・②後継者が、その同族関係者と合わせて当該会社の総議決権数の過半数を保有し（議決権同族過半数保有要件）、かつ、その同族関係者の中で議決権数が筆頭であること（同族内筆頭株主要件）、等

（2）納税猶予額の免除
・経営承継期間の5年間に次の事由が生じた場合、納税猶予額が免除
・①贈与税の納税猶予に係る先代経営者の死亡
・②後継者の死亡等

・経営承継期間後では、この①・②に加え、次の後継者（3代目）への贈与、同族関係者以外の者に対象株式等を全部譲渡等も対象

第3節 個人版事業承継税制の創設

1 特定事業用資産に係る納税猶予

（法人版と個人版の各事業承継税制の比較）

区　分	法人版（特例措置）	個人版
事前の計画策定等	2023年3月31日までに特例承継計画の提出	2024年3月31日までに特例承継計画の提出
適用期間	10年以内の贈与または相続・遺贈（2018年1月1日から2027年12月31日まで）	10年以内の贈与または相続・遺贈（2019年1月1日から2028年12月31日まで）
対象資産	非上場株式等	特定事業用資産
納税猶予割合	100%	100%
承継形態	複数の株主から最大3名の後継者への株式承継（第2節参照）	原則、先代経営者一人から後継者一人（同一生計親族等からも可）
贈与要件	同族内筆頭株主となる株式数	事業に係る特定事業用資産の全ての贈与
雇用維持	理由記載の書類提出により、雇用維持の未達成でも猶予継続	雇用維持要件なし

経営環境変化への対応	事業継続が困難な一定事由が生じた場合、対象株式の譲渡等に係る納税猶予税額の差額免除	後継者が重度障害等になった場合、差額免除
認定の有効期間	都道府県知事の認定から、5 年間有効	都道府県知事の認定から、2 年間有効

・個人版事業承継税制とは、「個人の事業用資産」に係る贈与税・相続税の納税猶予制度。2019 年（令和元年）度税制改正により創設

・事業用の宅地等、建物、減価償却資産（特定事業用資産。*後述 2*）を対象

・後継者である受贈者または相続人等が特定事業用資産を贈与または相続等により取得し、一定の要件を充足した場合、①特定事業用資産に係る贈与税・相続税の納税が猶予、②後継者の死亡等により猶予された贈与税・相続税の納税が免除

2 特定事業用資産

・先代事業者の事業のために供されていた資産で、先代事業者の贈与または相続開始の年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されていたもののうち、①事業用の宅地等（400 ㎡以内）、②事業用の建物（床面積 800 ㎡以内）、③減価償却資産（固定資産税の課税対象となる機械装置等、自動車等、特許権等の無形減価償却資産等）、が納税猶予の対象

・不動産貸付業、駐車場業および自転車駐車場業は除外

（納税猶予の対象となる特定事業用資産）

区　分	具体的内容	
特定事業用資産	特例事業用資産	相続税の納税猶予対象の特定事業用資産
	特例受贈事業用資産	贈与税の納税猶予対象の特定事業用資産
納税猶予の対象資産	①事業用の宅地等（400 ㎡以内）、②事業用の建物（床面積 800 ㎡以内）、③減価償却資産（固定資産税の課税対象となる機械装置等、自動車等、特許権等の無形減価償却資産等）	
対象外資産	事業の種類として対象外	不動産貸付用の宅地・建物
	資産の種類として対象外	棚卸資産、事業用の預貯金、売掛金等

第４節　遺留分に関する民法の特例

１　民法特例の利用

（１）遺留分に係る課題

・特定の後継者に現経営者の自社株を集中的に承継させる際には、①相続紛争により集中的な承継が実現しない可能性、②現経営者から後継者に生前贈与された自社株等につき、その価額が相続時までに増加して、遺留分侵害額が想定外に高額になる可能性、③遺留分の事前放棄をするためには各推定相続人が家庭裁判所から個別に許可を得る必要があり、非後継者には手続負担が大きいこと、等の課題

（２）民法特例の概要

・前記（１）の課題については、「遺留分に関する民法の特例」（民法特例）による対処が可能

・先代代表者から推定相続人および後継者への自社株等の贈与につき、遺留分権利者の全員との間で、遺留分に係る一定の合意が可能

・合意の内容としては、
・①生前贈与された自社株等の遺留分算定基礎財産からの除外（除外合意）
・②生前贈与された自社株等の評価額の事前固定（固定合意）
・③遺留分算定基礎財産からの一定財産の除外（追加合意）

・除外合意または固定合意のいずれか一方のみを行うことができ、その両方を行うことも可能
　⇒そもそも、「合意」ができないことが少なくない

（３）適用条件と利用例

・民法特例の適用条件は、中小企業者かつ合意時点において３年以上継続して事業を行っている非上場企業または個人事業者であることを前提

・①旧代表者の推定相続人および後継者の「全員の合意」を書面により定めること
・②経済産業大臣の確認および家庭裁判所の許可
・③特例合意の対象となる自社株を除くと、後継者が総議決権の過半数を確保できないこと（贈与により過半数獲得）、後継者が代表者でなくなった場合等、一定事由に対し、後継者以外の推定相続人がとることができる措置の定めがあること等

（民法特例の一覧）

区　分	除外合意	固定合意	追加合意
内容	後継者が旧代表者から贈与等で取得した自社株等に関し、遺留分算定の基礎財産から除外	後継者が旧代表者から贈与等で取得した自社株等に関し、株式評価額を予め固定	遺留分算定基礎財産から、①後継者が贈与を受けた自社株等以外の財産、②非後継者が贈与を受けた財産を除外
効果	①遺留分減殺請求による株式分散の防止、②非後継者の手続の簡素化	贈与後に株式価値が後継者の貢献により上昇した場合でも、遺留分の額に影響なし	①後継者は自社株等以外の財産、②非後継者は贈与財産に関し、遺留分算定基礎財産から除外可
選択	①除外合意または固定合意の一方選択、②除外合意＋固定合意の両方、③前記①または②に追加合意を併用		
条件	①旧代表者の推定相続人・後継者の「全員の合意」による書面の定め、②経済産業大臣の確認、家庭裁判所の許可、③合意対象となる自社株を除き、後継者が議決権の過半数を保有していないこと、④一定事由に対し、後継者以外の相続人がとることのできる措置について定めがあること		

第５節　事業承継のための金融支援措置

１　金融支援措置の概要

・経営承継円滑化法は課題に対処するため、金融支援措置として、事業承継に必要な資金に対する低利融資の特例および信用保証の特例あり

２　低利融資の特例

・低利融資の特例（経円法 14 条）とは、「承継に伴って資金ニーズが生じたとして認定を受けた会社である中小企業者の代表者個人が必要とする資金であり、認定中小企業者の事業活動の継続に必要なものについて、株式会社日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫から代表者個人は融資を受けることができること

・金利は通常の金利ではなく、特別に低い利率が適用（低利融資の特例）

３　信用保証の特例

・経営承継関連保証を受けた認定中小企業者が、承継後、自らの事業を営むのに必要

な資金または他の中小企業者から事業を承継するために必要な資金について、中小企業信用保険法に規定されている普通保険（限度額 2 億円）、無担保保険（同 8,000 万円）、特別小口保険（同 2,000 万円）を別枠化（経円法 13 条 1 項 3 項、中小企業信用保険 3 条・3 条の 2・3 条の 3）

・信用保証協会の債務保証が実質的に別枠化

第 6 節　株式の相互過半数保有と筆頭株主の認定

・2 つの株式会社間で相互にその相手の株式を過半数保有している場合、誰が議決権ベースにおける筆頭株主であるのか

・経営承継円滑化法では、筆頭株主要件を満たさなければ、非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予または免除制度を利用できない。筆頭株主の認定は、実務上極めて重要な意義

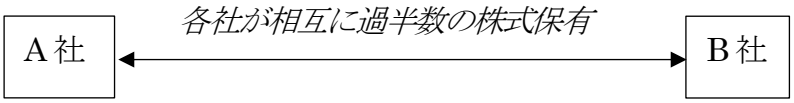

A 社の議決権ベースの筆頭株主は誰か＝B 社？　X1？（自然人 X1 は B 社に次ぐ議決権数）

B 社の議決権ベースの筆頭株主は誰か＝A 社？　X2？（自然人 X2 は A 社に次ぐ議決権数）